

国立大学法人小樽商科大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

国立大学法人小樽商科大学役員報酬規程において、期末特別手当の額については、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果等を参考にし、個々の役員の業績及び勤務実績に応じて、その額の100分の10の範囲内でこれを増額又は減額することができることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律に定める指定職俸給表適用者に準じて、基本給月額 の0.3%の引き下げを行った。
理事	法人の長の改定内容と同じ
理事(非常勤)	改定なし
監事	適用者なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,395	千円 12,812	千円 5,189	千円 256 (調整手当) 138 (寒冷地手当)		
理事 (2人)	千円 29,125	千円 20,208	千円 8,186	千円 404 (調整手当) 24 (通勤手当) 303 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 300	千円 300	千円 0	千円 0 ()		
監事 (0人)	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0 ()		
監事 (非常勤) (2人)	千円 480	千円 480	千円 0	千円 0 ()		

注:「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人員の適正な配置と業務の効率化・合理化を図り、運営費交付金を勘案し、適正な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢に適合したものとするために、人事院勧告に準拠し、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与に準じて決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たっては、勤務評定の結果等を踏まえ、勤務の実態に則した職員の勤務成績を考慮している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
基本給月額 (普通昇給)	原則、1年間良好な成績で勤務した場合には、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合には、普通昇給とは別に、上位の号俸に昇給させることができる。
基本給月額 (昇格・降格)	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ、本学が定める昇格基準に達している場合には、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の職務の級に決定することができる。
勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ・人事院勧告に準拠して、平成17年12月1日から以下のとおり改正した。
 - ①全基本給表の基本給月額を0.3%引き下げた。
 - ②配偶者に係る扶養手当の月額を500円引き下げた。(13,500円→13,000円)
 - ③基本給調整額の一部を100～30円程度引き下げた。
 - ④初任給調整手当の一部を200円引き下げた。
 - ⑤12月期の勤勉手当の支給率を0.025月分引き上げた。
- ・その他、従前、超過勤務手当で措置していた入学試験業務について見直しを行い、入試手当を新設した。

2 職員給与の支給状況

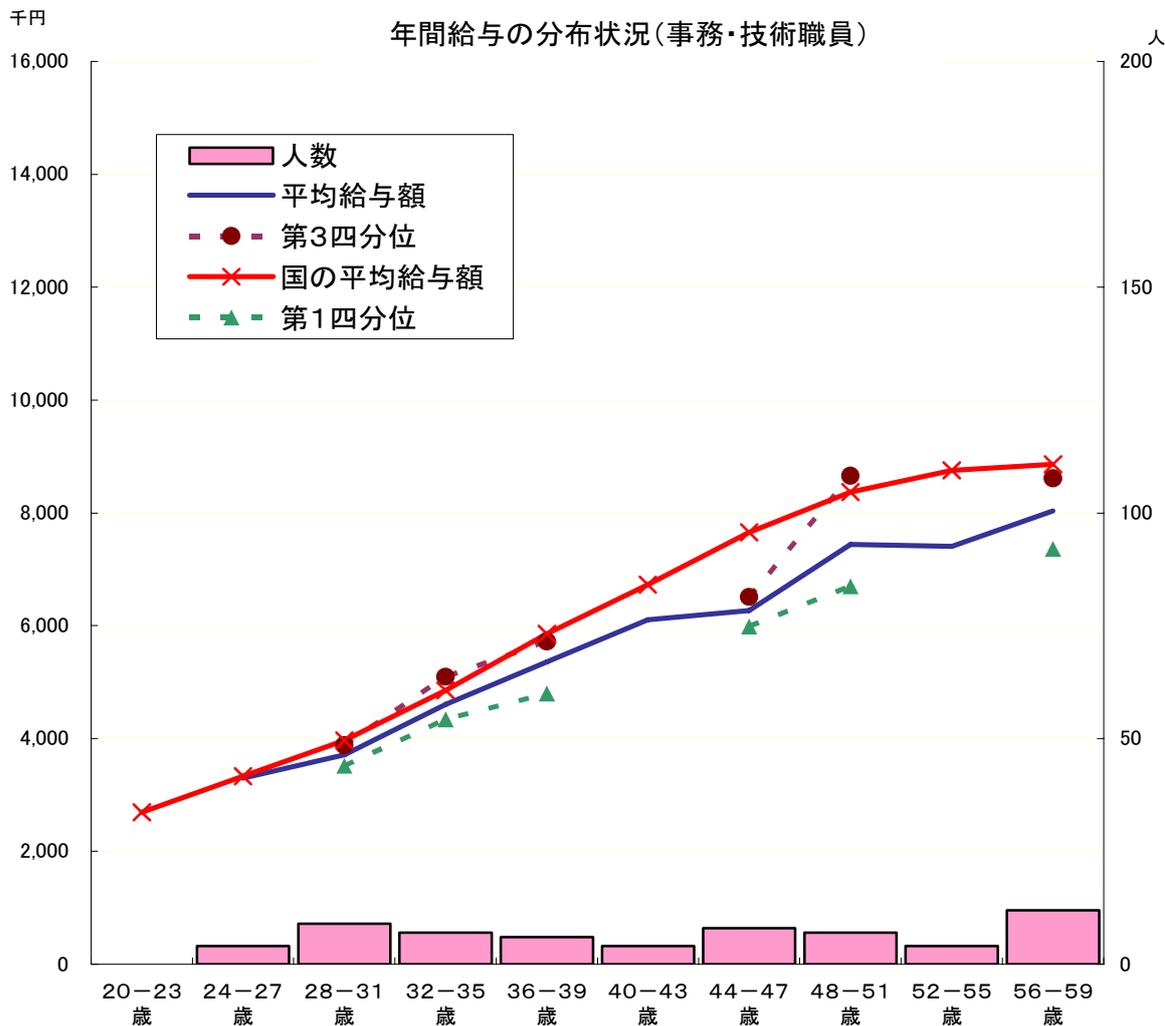
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	179	45.6	7,985	5,765	126	2,220
事務・技術	61	42.9	6,069	4,465	107	1,604
教育職種 (大学教員)	117	47.0	9,013	6,464	136	2,549
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他医療職種 (看護師)	1					
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
再任用職員	1					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
非常勤職員	2					
事務・技術	2					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のその他医療職種(看護師),再任用職員の教育職種(大学教員)及び非常勤職員の事務・技術については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

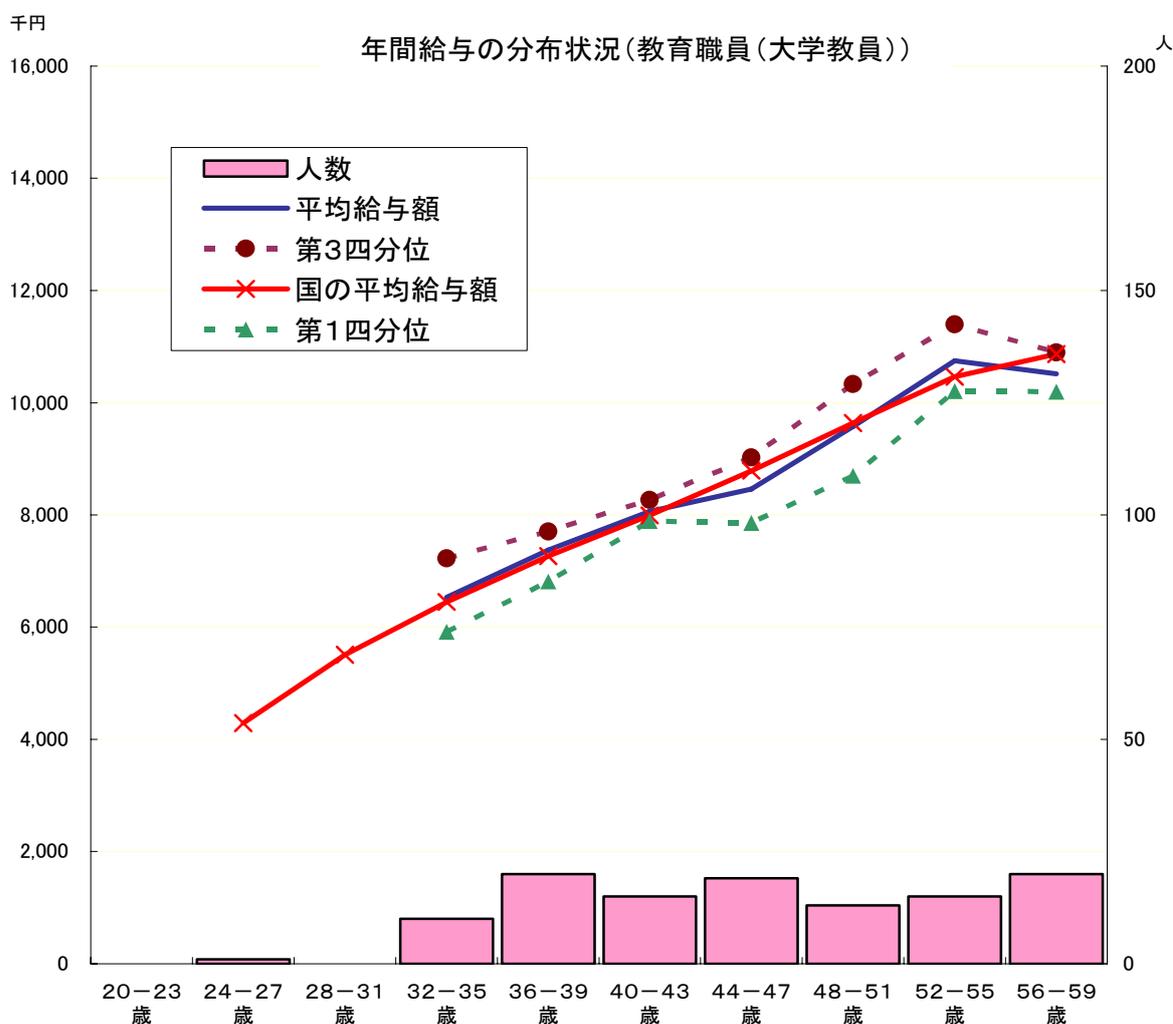
注2:年齢24～27歳, 40～43歳, 52～55歳については, 該当者が4名以下のため, 第1四分位, 第3四分位については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円		千円	千円	
局長	1		—	—		—	—
課長	7	54.6	8,612	8,788	8,629	8,788	8,788
課長補佐	5	54.9	7,225	7,368	7,284	7,368	7,368
係長	26	46.4	5,820	6,700	6,353	6,700	6,700
主任	7	36.9	4,557	5,469	4,992	5,469	5,469
係員	15	29.1	3,456	3,881	3,660	3,881	3,881

注1:局長については, 該当者が1名のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

注2:「課長」には, 課長相当職である「室長」及び「事務長」を含む。



注:年齢24~27歳については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	63	52.9	9,315	10,159	10,836
助教授	46	39.8	7,226	7,604	8,087
助手	7	41.9	6,479	6,338	6,600
教務職員	1	—	—	—	—

注:教務職員については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	係員主任	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長
人員 (割合)	61	7 (11.5%)	10 (16.4%)	27 (44.3%)	8 (13.1%)	3 (4.9%)
年齢(最高～最低)		29～25	34～28	56～33	58～48	56～48
所定内給与年額(最高～最低)		2,971～ 2,300	3,358～ 2,528	4,976～ 3,229	5,565～ 5,092	6,636～ 5,161
年間給与額(最高～最低)		3,881～ 3,116	4,557～ 3,456	6,830～ 4,445	7,703～ 7,067	8,773～ 7,225

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	事務局長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		5 (8.2%)	該当者なし ()%	1 (1.6%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高～最低)		58～50	～	～	～	～
所定内給与年額(最高～最低)		6,499～ 6,271	～	～	～	～
年間給与額(最高～最低)		8,896～ 8,612	～	～	～	～

注:事務・技術職員の8級については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	117	1 (0.9%)	7 (6.0%)	2 (1.7%)	44 (37.6%)	63 (53.8%)
年齢(最高～最低)		～	58～27	～	51～33	61～39
所定内給与年額(最高～最低)		～	5,393～ 3,147	～	6,205～ 4,233	8,922～ 5,399
年間給与額(最高～最低)		～	7,396～ 4,282	～	8,698～ 5,918	12,598～ 7,608

注:教育職員(大学教員)の1級及び3級については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	65.7	67.0	66.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.3	33.0	33.6
	最高～最低	42.0～31.7	39.0～29.6	40.4～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6	69.0	67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4	31.0	32.2
	最高～最低	39.1～31.3	37.3～26.6	35.5～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.0	69.0	67.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.0	31.0	32.4
	最高～最低	36.0～32.2	32.9～30.1	34.4～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6	68.8	67.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	33.4	31.2	32.2
	最高～最低	36.4～32.0	33.3～29.9	34.8～30.9

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

89.5
102.7

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))
対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

99.4
98.2

注1:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出
注2:教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成17年 度)	前年度 (平成16年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,658,127	千円 1,620,318	千円 (%) 37,809 (2.3)	千円 (%) 37,809 (2.3)
退職手当支給額 (B)	千円 45,371	千円 192,477	千円 (%) △ 147,106 (△76.4)	千円 (%) △ 147,106 (△76.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 119,165	千円 101,954	千円 (%) 17,211 (16.9)	千円 (%) 17,211 (16.9)
福利厚生費 (D)	千円 213,949	千円 205,817	千円 (%) 8,132 (4.0)	千円 (%) 8,132 (4.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,036,612	千円 2,120,566	千円 (%) △ 83,954 (△4.0)	千円 (%) △ 83,954 (△4.0)

総人件費について参考となる事項

- ①「給与、報酬等支給総額」の対前年度比が2.3%増となった主な要因
前年度(平成16年度)に抱えていた教員の欠員ポストに対して、当年度(平成17年度)当初に欠員補充として教員を採用したことに伴い、給与支給額が増加した。
(平成16年度当初の教員数128名→平成17年度当初の教員数134名)
- ②「最広義人件費」の対前年度比が4.0%減となった主な要因
前年度に比べ、退職手当支給額が減少した。
- ③人件費削減の取組状況
 - 1) 中期目標に示した人件費削減の取組に関する事項
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。
 - 2) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
 - 3) 具体的な方策等
教員については、「学内教員定員管理の基本的枠組み」による定員管理上の教員数を設定したうえで、一定数のポストについての採用を保留する採用保留ルールを導入して、人件費の削減に努めており、事務系職員についても、職員の退職状況等を踏まえ、人員の削減に努めている。
また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成18年4月から全基本給表の基本給月額を平均4.8%引き下げた。
- ④その他参考となる事項
 - ・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」・・・1,658,127千円
 - ・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」・・・・・・1,756,272千円

IV 法人が必要と認める事項

特になし